

## 薩摩川内市情報公開条例

平成16年10月12日

条例第12号

## 目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 公文書の開示(第5条 第20条)
- 第3章 情報公開施策の総合的推進(第21条 第24条)
- 第4章 補則(第25条 第27条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、あわせて情報公開施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、もって市民参加による公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

実施機関 市長(公営企業管理者の職務を行う市長を含む。)、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧に供されるもの

イ 本市の図書館、資料館その他の実施機関の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されているもの

## (解釈及び運用)

第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

## (適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(請求権者)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

本市の区域内に住所を有する者

本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

本市の区域内に存する学校に在学する者

前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。

開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの そのものが有する利害を示すもの

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により開示することができないとされている情報

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

法人その他の団体（国，独立行政法人及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

公にすることにより，個人の生命，身体，健康，生活，財産，名誉等の保護，犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

実施機関と国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は公共的団体等（以下「国等」という。）との間における協議，依頼等に基づいて作成し，又は取得した情報であって，当該国等の承諾なく公にすることにより，国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

実施機関の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，許認可，試験又は徴税に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，

- 若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項の地方公営企業をいう。）に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第8条 実施機関は，開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は，開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し，当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該公文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき，及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第 12 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 13 条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

本条を適用する旨及びその理由

残りの公文書について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 14 条 開示請求に係る公文書に本市及び開示請求者以外の者（以下この条、第 19 条及び第 20 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第 7 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 18 条及び第 19 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施す

る日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき公文書の開示を受けるものは、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他必要な事項を書面により申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から15日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から15日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令等との調整)

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第17条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

不服申立てが不適法であり、却下する場合

決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている

場合を除く。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

( 諮問をした旨の通知 )

第 19 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

不服申立人及び参加人

開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )

第 20 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する場合

不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する場合（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 第 3 章 情報公開施策の総合的推進

( 情報公開施策の総合的推進 )

第 21 条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、前章に定める公文書の開示を行うほか、情報の提供、公表及び収集に関する施策の総合的な推進に努めるものとする。

( 情報提供施策の拡充 )

第 22 条 実施機関は、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の拡充に努めるものとする。

( 情報の積極的公表 )

第 23 条 実施機関は、法令又は条例等に義務付けられた情報公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、市民に必要な市政に関する情報の積極的な公表に努めるものとする。

( 情報収集活動の充実 )

第 24 条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実を努めるものとする。

### 第 4 章 補則

( 公文書の管理 )

第 25 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適切な管理を行うものとする。

( 運用状況の公表 )

第 26 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関のこの条例による公文書の開示の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

( 委任 )

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

( 適用 )

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、合併前の川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村若しくは鹿島村又は解散前の川内地区消防組合、川薩衛生処理組合、甌島衛生管理組合若しくは上甌島バス企業団から承継された公文書については、開示のための整理が終わったものとして実施機関が指定した公文書について適用する。

( 任意的公開 )

4 実施機関は、第 5 条各号に掲げるものから前 2 項に規定する公文書以外の公文書について、開示の請求があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

5 第 17 条の規定は、前項の開示の請求について準用する。

( 経過措置 )

6 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内市情報公開条例(平成 12 年川内市条例第 31 号)、樋脇町情報公開条例(平成 14 年樋脇町条例第 6 号)、入来町情報公開条例(平成 13 年入来町条例第 1 号)、東郷町情報公開条例(平成 14 年東郷町条例第 2 号)、祁答院町情報公開条例(平成 14 年祁答院町条例第 19 号)又は鹿島村情報公開条例(平成 14 年鹿島村条例第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。